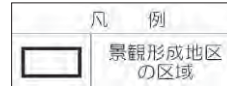
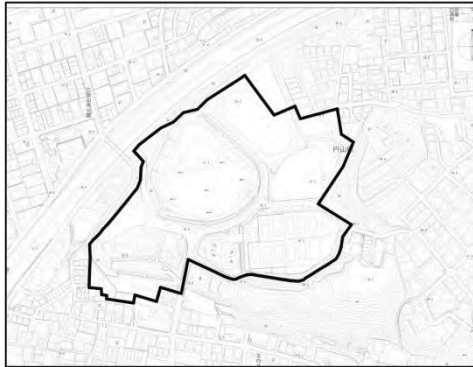


(21) 円山町地区

ア.位置・・・吹田市円山町地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



- ウ.面積・・・約7.9ha
 エ.経過・・・1.平成30年11月29日指定、告示し、同日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
 オ.基本目標・・・1.落ち着きや安らぎのある、潤い豊かで良好な住宅地景観をはぐくむ。
 2.緑豊かな風格のある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
 カ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出。
 キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 勾配屋根を基本とする。 (2) 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢のない素材を使用する。												
3.外壁の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (3) アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="529 1541 1345 1729"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。 (5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	8.5以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5以下	3.0以下	その他の色相	7.0以下	3.0未満
色相	明度	彩度											
無彩色	8.5以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5以下	3.0以下											
その他の色相	7.0以下	3.0未満											

4.敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な高さ 1.2mまでの構造とし、色は黒又は茶系を基本とする。</p> <p>(3) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用する。</p> <p>(4) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p> <p>(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p> <p>(6) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
5.植栽	<p>(1) 道路際へ積極的に植栽を行い、街路樹や隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(2) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。</p>

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。</p>
------	--

c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>
